

**本制度で活用できる
カーボン・クレジット等について（案）
～カーボン・クレジットと証書の違い～**

令和4年6月28日

事務局

1. SHK制度におけるカーボン・クレジット等の現状と課題

- SHK制度では、他者の排出削減・吸収の取組への事業者の寄与を評価する観点から、事業者が調達したカーボン・クレジット及び証書の活用を認めており、調整後排出量の算定に際し国内及び海外認証排出削減量並びに非化石電源二酸化炭素削減相当量を控除等することとしている。
- 一方で、これまで本制度で活用できるカーボン・クレジットの要件の考え方は必ずしも整理されていない。※カーボン・クレジット等の要件については、次回以降検討予定。
- また、現行制度で活用可能な認証排出削減量などについて、カーボン・クレジットと証書の違いも必ずしも整理されていない。

現行制度において、調整後排出量の調整に使用できるカーボン・クレジット等

【国内認証排出削減量】

- ・国内クレジット(2013年度からJ-クレジット制度へ移行)
- ・オフセット・クレジット(J-VER) (2013年度からJ-クレジット制度へ移行)
- ・J-クレジット
- ・グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量 (グリーン電力証書、グリーン熱証書)

【海外認証排出削減量】

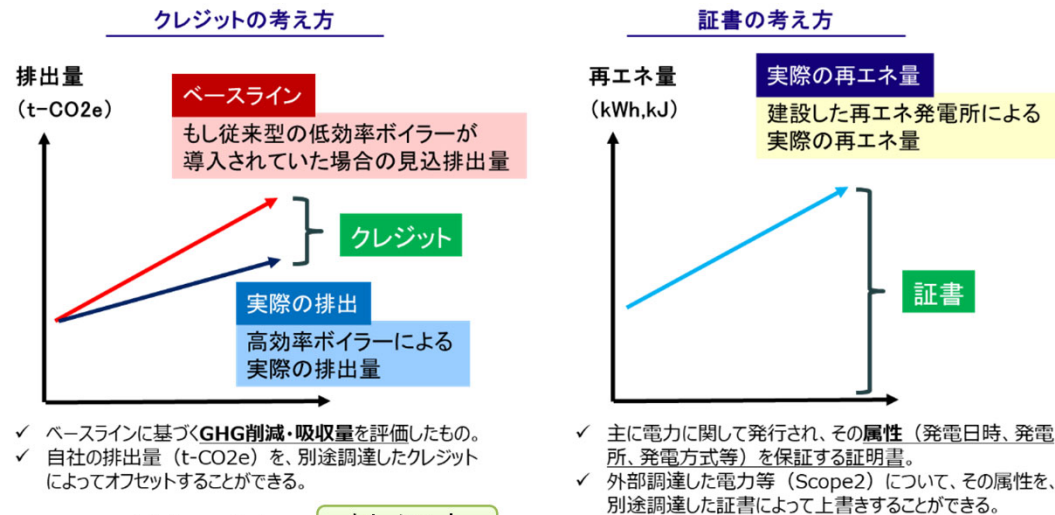
- ・二国間クレジット (JCM)

【非化石電源二酸化炭素削減相当量】

- ・非化石証書の量×全国平均係数×補正率で算出した量

2. カーボン・クレジットと証書の整理について

- カーボン・クレジットはベースラインに基づく排出削減量を「tCO₂」単位で認証し、購入者も「tCO₂」単位でカーボン・オフセット等に訴求するもの。
- 証書は電気や熱の属性を証明するもので、再生可能エネルギー由来の電力量・熱量を「kWh や kJ」単位で認証し、購入者は他者から供給された電力や熱の属性を、別途調達した証書で上書きするもの。
- 現行制度において活用可能なカーボン・クレジット等を分類すると、以下のとおり。



【国内認証排出削減量】

- ・国内クレジット(2013年度からJ-クレジット制度へ移行) **クレジット**
- ・オフセット・クレジット(J-VER) (2013年度からJ-クレジット制度へ移行) **クレジット**
- ・J-クレジット **クレジット**
- ・グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量（グリーン電力証書、グリーン熱証書） **証書**

【海外認証排出削減量】

- ・二国間クレジット (JCM) **クレジット**

【非化石電源二酸化炭素削減相当量】

- ・非化石証書の量×全国平均係数×補正率で算出した量 **証書**

3. グリーン電力証書及びグリーン熱証書の扱いについて

- グリーン電力証書及びグリーン熱証書は、証書であるものの、現行制度においてはカーボン・クレジットと同一の扱いとなっている。
- 証書が他者から供給されたエネルギーの属性を説明するものであるということに立ち返ると、グリーン電力証書及びグリーン熱証書も、非化石証書と同様に、**他者から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除できる**こととしてはどうか※。
- なお、その際、既存の権利を保護する観点から、過去に認証された証書については従前の通り使用可能としてはどうか。

※非化石証書は、他者のうち電気事業者から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除可能。

調整後排出量の算定方法

